

地方分権改革の推進体制と、国から地方への
事務・権限の移譲等の取組について

平成 25 年 6 月

地方分権改革の推進体制

内閣府地方分権改革推進室

【内閣としての政策検討】

地方分権改革推進本部(閣議決定で内閣に設置)

メンバー：内閣総理大臣(本部長)、内閣官房長官、
内閣府特命担当大臣(地方分権改革)、
その他全閣僚(閣僚19人)

関係副大臣会合

必要に応じて、官房副長官及び関係副大臣による会合を開催し、テーマごとに機動的・集中的に議論

【有識者による調査審議】

地方分権改革有識者会議(地方分権改革担当大臣の下で開催)

メンバー：神野議員(座長)、小早川議員(座長代理)、柏木議員、後藤議員、白石議員、勢一議員、谷口議員、古川議員、森議員

専門部会(地方分権改革有識者会議の下で開催)

具体的かつ重要なテーマごとに、有識者会議議員及び各分野の専門家による部会を開催し、国・地方その他関係者からのヒアリングを通じ、客観的な評価・検討に資する議論

雇用対策部会

メンバー：小早川議員(部会長)、谷口議員、岩村教授、鎌田元論説委員、須藤教授

※ 無料職業紹介に関する事務・権限の見直し等

地域交通部会

メンバー：後藤議員(部会長)、勢一議員、内田論説委員、加藤准教授、山内教授

※ 自家用有償旅客運送に関する事務・権限の見直し等

※必要に応じ、他の重要なテーマについて専門部会の開催を検討

地方分権改革推進本部の設置について

平成 25 年 3 月 8 日

閣 議 決 定

1. 地方分権改革の推進に関する施策の総合的な策定及び実施を進めるため、内閣に地方分権改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）
本部員	他の全ての国務大臣

3. 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

4. 平成 21 年 11 月 17 日の閣議決定により設置された地域主権戦略会議は、これを廃止する。

5. 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

第1回 地方分権改革推進本部 議事要旨（抄）

1. 日 時 平成25年3月8日（金） 8時33分～40分

2. 場 所 院内大臣室

3. 議 事

- 冒頭、地方分権改革推進本部副本部長である新藤大臣内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から、本部の設置趣旨や体制について説明があり、本部長である安倍内閣総理大臣から以下のとおり挨拶があった。
 - ・ 地方の元気なくして国の元気はない。魅力あふれる地域を創るためには、地域ごとの創意工夫を活かし、地方が自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう地方分権改革の取組を進めていくことが不可欠である。
 - ・ 現在政府が取り組んでいる地方分権改革は、第1次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会に由来するもの。本日の議題である義務付け・枠付けの見直しについては、これまで第1次・第2次の一括法が成立し、地域の実情に合わせた特色ある条例の制定などが進んでいる。今回の見直しは、更に、地方からの具体的な提案を受けて進めるものであり、新たな一括法案の提出に向けて取組を進めていきたい。また、今後、国から地方への事務・権限の移譲等についても推進していく必要がある。
 - ・ 各閣僚におかれても、地方分権改革の推進について、省庁の利害にとらわれることなく、率先して御協力いただくとともに、所管される分野における改革にリーダーシップを発揮してもらいたい。

- 最後に、新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から以下のとおり発言があった。
 - ・ 今回の第4次見直しの事項のうち法律で対応する事項については、昨年廃案となった第3次一括法案に係る事項と併せて、新たな一括法案として今通常国会に提出していく。
 - ・ 今後、地方分権改革を進め、国と地方の役割分担を見直すことにより、国と地方それぞれの機能を強化してまいりたいと考えており、義務付け・枠付けの見直しや国から地方への事務・権限の移譲等について、着実に取組を進めてまいりたい。冒頭の総理からの御指示も踏まえて、各閣僚におかれても引き続き地方分権改革への御協力をよろしくお願ひしたい。
 - ・ これまで設置されていた地域主権戦略会議は、内閣としての政策検討機能と有識者による調査審議機能がやや混在していた。そこで、閣僚からなる地方分権改革推進本部は、内閣において政策検討を行うとともに、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）の下に有識者会議を設置し、その会議で専門的かつ実務的な議論を行うことを検討している。この有識者会議は、できるだけ早い時期に設置したいと考えている。

以上

地方分権改革有識者会議の開催について

平成 25 年 4 月 5 日

内閣府特命担当大臣（地方分権改革）決定

1. 趣 旨

地方分権改革の推進を目的として、地方分権改革の推進に関する施策についての調査及び審議に資するため、「地方分権改革有識者会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構 成

- (1) 会議は有識者（地方分権改革に関する学識者及び実務経験者をいう。）により構成し、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）が開催する。
- (2) 会議の座長は、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）が指名する。
- (3) 座長は、座長代理を指名することができる。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (5) 会議の配布資料及び議事概要については、原則として、後日、内閣府のホームページにおいて公表する。

3. 庶 務

会議の庶務は、地方分権改革推進室において処理する。

4. その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

地方分権改革有識者会議 名簿

かしわき ひとし
柏木 齊 株式会社リクルートホールディングス取締役相談役

ごとう はるひこ
後藤 春彦 早稲田大学創造理工学部長

こばやかかわみつお
○小早川光郎 成蹊大学法科大学院教授

しらいし かつや まさき
白石 勝也 松前町長

じんの なおひこ
◎神野 直彦 東京大学名誉教授

せいいち ともこ
勢一 智子 西南学院大学教授

たにぐち なおこ
谷口 尚子 東京工業大学准教授

ふるかわ やすし
古川 康 佐賀県知事

もり まさし
森 雅志 富山市長

(◎は座長、○は座長代理)

専門部会の開催について

〔平成 25 年 5 月 15 日
地方分権改革有識者会議座長決定〕

1. 趣 旨

「地方分権改革有識者会議の開催について」（平成 25 年 4 月 5 日 内閣府特命担当大臣（地方分権改革）決定）に基づき、地方分権改革の推進に関する施策のうち特定の事項についての客観的な評価及び検討に資するため、地方分権改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）は、必要に応じ、専門部会を開催することができるものとする。

2. 開 催

専門部会の開催については、有識者会議で決定する。

3. 構 成

専門部会の長（以下「部会長」という。）及び構成員は、有識者会議の座長が指名する。

4. 運 営

専門部会の運営については、以下のとおりとする。

- (1) 部会長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (2) 専門部会終了後、部会長が報道関係者に対してブリーフィングを行う。
- (3) 専門部会の配布資料及び議事概要については、後日、内閣府のホームページにおいて公表する。
- (4) 専門部会での検討状況については、有識者会議に報告する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関する事項その他必要な事項は、部会長が定める。

専門部会の開催の考え方、検討テーマ、 名称、メンバーについて

1 開催の考え方

具体的かつ重要なテーマごとに、次のような場合に開催することとする。

- 見直しの方向性は一致しているが、専門性を確保した上で具体的内容を十分検討すべきと判断する場合
- 見直しの方向性が一致していないが、過去の検討状況を踏まえ、関係者の意見等を聴きつつ、専門性を確保した上で十分検討すべきと判断する場合

2 開催する部会

第一次安倍内閣時に発足した地方分権改革推進委員会以降の議論の成果（積み重ね）や、各府省の検討結果、地方の意見等を踏まえ、まずは、①無料職業紹介に関する事務・権限の見直し、②自家用有償旅客運送に関する事務・権限の見直しをテーマとするため、以下の2つの部会を開催する。

- 雇用対策部会（無料職業紹介関係等）
- 地域交通部会（自家用有償旅客運送関係等）

その後、引き続き、他の重要テーマについて専門部会の開催を検討する。

3 メンバー

人数は5人程度とし、有識者会議議員から2人程度、専門分野の有識者から3人程度とする。

専門分野の有識者については、具体的な検討テーマ毎に人選することとする。

直接の利害関係者はメンバーとせず、ヒアリング等により意見等を聴くこととする。

雇用対策部会 名簿

- いわむら まさひこ
岩村 正彦 東京大学大学院教授
- かまた つかさ
鎌田 司 元共同通信社編集委員兼論説委員
- こばやかわみつお
◎小早川光郎 成蹊大学法科大学院客員教授
- すどう おさむ
須藤 修 東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長
- たにぐち なおこ
谷口 尚子 東京工業大学准教授

(◎は部会長)

地域交通部会 名簿

- うちだ あきのり
内田 明憲 読売新聞論説委員
- かとう ひろかず
加藤 博和 名古屋大学大学院准教授
- ごとう はるひこ
◎後藤 春彦 早稲田大学創造理工学部長
- せいいち ともこ
勢一 智子 西南学院大学教授
- やまうち ひろたか
山内 弘隆 一橋大学大学院教授

(◎は部会長)